



---

# 葛飾区ライフル射撃連盟 〈規約〉

---

令和6年8月改正版

葛飾区ライフル射撃連盟

(名称)

第 1 条 この連盟は、葛飾区ライフル射撃連盟(以下「連盟」という)と称する。

(本部)

第 2 条 連盟の本部は、理事長の自宅に置く。

(目的)

第 3 条 連盟は、公益社団法人日本ライフル射撃協会(以下「日ラ」という)、東京都ライフル射撃協会(以下「東ラ」という)、および一般社団法人葛飾区スポーツ協会(以下「K スポ」という)に所属し、射撃スポーツの振興を図る活動、射撃技術向上に日々努めると共に、若い担い手を発掘し育成することによって、射撃競技の発展に寄与することを目的とする。

(射撃競技の定義)

第 4 条 連盟における射撃競技は次の競技をいう。

- (1)ライフル射撃競技
- (2)ピストル射撃競技
- (3)その他の射撃競技

(活動の種類)

第 5 条 連盟は、第3条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1)射撃競技の推進・振興を図る活動
- (2)射撃競技を通じて青少年の健全育成を図る活動
- (3)射撃競技を生涯スポーツとする啓蒙活動

(事業の種類)

第 6 条 連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)月例記録会・葛飾区民体育大会等の射撃競技会に関する計画・立案、並びに実施
- (2)日ラおよび東ラが主催する射撃競技会への参加
- (3)東ラ主催の競技会および会合への役員派遣
- (4)射撃技術向上のための射撃競技教室・各種講習会等の開催
- (5)段級審査の実施
- (6)射撃競技普及のための各種教室・講習会・その他各種事業の実施
- (7)射撃競技記録の集計・報告及び保存
- (8)射撃に使用する銃砲の所持推薦業務
- (9)銃砲・装弾・火薬の管理指導、ならびに銃砲の安全操作等の指導
- (10)射撃に関する調査、ならびに情報の収集・提供
- (11)K スポへの役員派遣、および K スポ活動への参加
- (12)葛飾区民体育大会における射撃競技の運営
- (13)連盟ホームページの運営

- (14) 定期総会の開催
- (15) 射撃場施設の運営に関する事業
- (16) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第7条 連盟に入会を希望する者は所定の入会申込書等を事務局あてに提出し、役員会の承認を得たのち入会金と年会費を納入するものとする。また、連盟規約を配布する。

(連盟員)

第8条 連盟員は、スポーツマン精神に則り、ルールとマナーを守り、自己の技術向上を目指すとともに、連盟の活動に協力するものとする。

(退会)

第9条 連盟員はいつでも連盟から退会することができる。その場合は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。退会年度の年会費が未納の場合、退会時に納入しなければならない。

(除名)

第10条 連盟員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において連盟員総数の過半数以上が出席し(委任状も有効出席者数に含めるものとする)、出席した連盟員の3分の2以上の多数による議決により除名することができる。

- (1) 連盟規約に違反したとき
- (2) 法令に違反し、銃砲の所持を禁止されたとき
- (3) 連盟の名誉を棄損し、または連盟の目的に反する行為をしたとき
- (4) その他、除名する正当な理由があるとき

この場合、その連盟員に対し、総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2. 前項により除名が議決されたときは、当該連盟員に対し文書で通知するものとする。

(役員)

第11条 連盟の円滑な運営と事業目的達成のため、以下の役員を置く。

- |           |     |                                 |
|-----------|-----|---------------------------------|
| (1) 会 長   | 1名  | 連盟最高責任者                         |
| (2) 副 会 長 | 若干名 | 会長代行および補佐                       |
| (3) 理 事 長 | 1名  | 連盟事務運営の実務責任者、および役員(4)～(15)を統括する |
| (4) 副理事長  | 若干名 | 理事長代行と補佐、および対外活動の営業責任者          |
| (5) 事務局長  | 1名  | 連盟事業運営の事務責任者                    |
| (6) 会 計   | 1名  | 連盟会計の事務責任者                      |
| (7) 監 査   | 1名  | 連盟会計の業務監査役                      |
| (8) 推 薦   | 1名  | 銃砲の所持に関わる推薦担当者                  |
| (9) 競技委員長 | 1名  | 連盟主催のすべての射撃競技会の統括責任者            |

- (10) AR競技委員長 1名 連盟主催AR射撃競技会の運営責任者
- (11) SB競技委員長 1名 連盟主催SB射撃競技会の運営責任者
- (12) LB競技委員長 1名 連盟主催LB射撃競技会の運営責任者
- (13) BR競技委員長 1名 連盟主催BR射撃競技会の運営責任者
- (14) K スポ役員 3名以内 K スポ出向役員
- (15) 東ラ役員 3名以内 東ラ出向役員

(会長)

第12条 連盟の最高責任者である会長の選任は、役員会において人選し総会の承認によって任命する。任期は特に支障のない限り無期限とする。

(副会長)

第13条 副会長は、2年毎に定期総会で選挙によって選出するものとし、再選を妨げない。

(理事長)

第14条 理事長は、2年毎に定期総会で選挙によって選出するものとし、再選を妨げない。

(その他の役員)

第15条 その他の役員は、理事長が連盟員の中から人選し任命する。任期は2年で再選を妨げない。また、任命された各役員は、連盟員の中から人選してその職務を補佐させることができる。

(総会)

第16条 定期総会は年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。また、役員会は緊急性のある議案が生じた場合、臨時総会を招集することができる。

総会は次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 連盟員の除名
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 会長・副会長・理事長の選任、または解任
- (7) 入会金および会費の額
- (8) その他必要と認める重要な事項

2. 定期総会は次の事項について議決する。

- (1) 本年度事業報告
- (2) 本年度会計報告
- (3) 来年度事業計画
- (4) 来年度予算

- (5) 競技会記録
- (6) 役員改選(隔年)
- (7) その他決議事項
- (8) その他連絡事項

(総会の成立要件)

第17条 総会は、連盟員総数の過半数の出席により成立する。なお、委任状も有効出席者数に含めるものとする。

(役員会)

第18条 会長および理事長は、その権限において必要に応じ役員会を招集することができる。また、役員は必要に応じて理事長に役員会の開催を要請することができる。理事長は要請理由を検討のうえ役員会を開催しなければならない。

(役員会の成立要件)

第19条 役員会は役員数の3分の2以上の出席で成立する。また、役員会には理事長もしくは副理事長が必ず出席するものとする。なお、委任状も有効出席者数に含めるものとする。

(細則規定)

第20条 役員会は会議における決議事項のうち、必要なものを運用細則として規定することができる。

(連盟員への通知)

第21条 役員会は、総会および役員会における重要な決議事項について、ホームページまたは文書で連盟員に通知しなければならない。

(議事録の作成)

第22条 総会および役員会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会および役員会の開催日時および開催場所
- (2) 現在の連盟員数
- (3) 総会および役員会に出席した連盟員の数
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の経過の概要、および議決の結果と発言者の発言要旨

(資料の保管)

第23条 総会および役員会の議事録、会議資料、競技会記録、会計帳簿等の重要書類は、5年間保管するものとする。

(規約の改訂)

第24条 連盟が規約を変更するときは役員会にて変更案を作成し、総会にて出席した連盟員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(事業年度)

第25条 連盟の事業年度(会計期間)は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、4月1日から9月30日までを上期、10月1日から翌年3月31日までを下期とする。

(役員のパ遣)

第26条 連盟は、東ラおよびK スポ等から役員のパ遣要請を受けた場合は、役員または体育指導員を要請内容に応じて派遣するものとする。

(出張旅費)

第27条 東ラおよびK スポ等の要請により出張する場合、もしくは職務のために出張する場合は、細則(旅費規則)に定める出張旅費を支給する。

(備品の購入)

第28条 金額が3万円を超える備品を購入する場合は理事長の承認を受けるものとし、10万円を超える場合は役員会の承認を得なければならない。

(備品の管理)

第29条 連盟が所有する備品は、各役員のパ任で保管しなければならない。また、事務局は備品リストを作成し、備品の所在を常に把握するものとする。

(会計監査)

第30条 会計および監査役員は、半期ごとに各役員のパ費用に関する監査を行わなければならない。各役員は、収支内容を金銭出納帳に記載し、領収書と合わせて会計に提出しなければならない。毎事業年度終了後、事業報告書・財産目録・貸借対照表等、決算に関する書類を作成し監査役員のパ監査を受け、総会のパ議決を受けなければならない。

(連盟員調査)

第31条 役員会は、年1回連盟員のパ銃砲の所持に関する調査を実施し、連盟員のパ現状を把握するものとする。また、連盟員はその調査に協力しなければならない。

(規定外事項)

第32条 本規約および運用細則に定めのない事項については、理事長の決裁または役員会で審議のうえ決定する。

(付則)

1. 本規約は平成12年12月9日の定期総会で承認され、平成13年1月1日より施行する。  
(令和4年3月20日全文改正)  
(令和6年4月 1 日一部改正)  
(令和6年8月11日運用細則(3)を追加)

(運用細則)

1. 旅費規則

東ラ及び KSPO からの出役要請、または葛ラの業務で連盟員が出張する場合等においては、規則に従って出張旅費を支給する。

(1) 東ラが関係する理事会等の会合に出席 1回 1,000円

(2) 葛ラが関係する役員会等の会合に出席 1回 1,000円

(3) 長瀬射撃場に役員として出役 1日 6,000円

(4) 上記以外の出張については、理事長が1,000円～6,000円の範囲内で個別に決裁する

2. 選手強化規則

都民体育大会に出場する選手の選考は、過去1年間の該当種目の成績を基に理事長、競技委員長との協議により決定する。選抜された選手の練習を支援するため選手強化費を支給する。

(1) 10m種目:8,000円を上限に練習費用(射場使用料+駐車料金、要領収書等)を支給する

(2) 50m種目:8,000円を一律に支給する

3. 営業活動費規則

連盟が行う対外営業活動にかかる費用を細則で明示するもので、営業活動に掛かる全ての費用を営業活動費とし、年間(事業年度)予算を役員会で決定する。

営業活動は、連盟規約第3条(目的)、および第5条(活動の種類)第1項から第3項、第6条(事業の種類)第16項を根拠とし、営業活動費は、①新規会員の獲得、②奥戸エアライフル場の利用促進、③若い担い手の発掘育成等、連盟の目的を達成するための営業活動に関わる経費として理事長が個別に決裁する。

・営業活動費の年間(事業年度)予算は50,000円とする。

以 上